

## (別表) 提供先一覧

<b>提供先(別表)1</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1項)(健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務)
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	未定
<b>提供先(別表)2</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第2項)(健康保険法による保険給付の支給に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2号、3号ロ、8号ハ
②提供先における用途	健康保険法第115条の2第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給決定に関する事務
③提供する情報	給付情報: 高額医療合算介護(予防)サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日至、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計) 総合事業: 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日至、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時

**(別表) 提供先一覧**

<b>提供先(別表)3</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第3項)(健康保険法による保険給付の支給に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第3条第3号、4号ロ、9号ハ
②提供先における用途	健康保険法第115条の2第1項の組合管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給決定に関する事務
③提供する情報	給付情報: 高額医療合算介護(予防)サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日至、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計) 総合事業: 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日至、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時
<b>提供先(別表)4</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第4項)(船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務)
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	未定

**(別表) 提供先一覧**

<b>提供先(別表)5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第6項)(船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第6条第1号イ、第5号ロ
②提供先における用途	船員保険法第84条第1項の高額介護合算療養費の支給決定に関する事務
③提供する情報	給付情報: 高額医療合算介護(予防)サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日至、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計) 総合事業: 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日至、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時
<b>提供先(別表)6</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第8項)(児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条第3号二
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法による介護保険給付等関係情報の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	未定

## (別表) 提供先一覧

<b>提供先(別表)7</b>	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第11項)(児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条第3号二
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務
③提供する情報	給付情報: 高額医療合算介護(予防)サービス費(給付年度、自己負担額合計) 総合事業: 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費サービス費(給付年度、自己負担額合計)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時
<b>提供先(別表)8</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第26項)(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号レ
②提供先における用途	生活保護の実施、生活保護の申請に係る事実についての審査、職権による生活保護の開始若しくは変更、生活保護の停止若しくは廃止及び徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	給付情報: 高額医療合算介護サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日自、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計) 総合事業: 高額医療合算介護サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日自、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時

**(別表) 提供先一覧**

<b>提供先(別表)9</b>	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第30項)(社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務)
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	未定
<b>提供先(別表)10</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第33項)(私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条の2第2号ロ
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	給付情報: 高額医療合算介護サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日自、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計) 総合事業: 高額医療合算介護サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日自、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時

## (別表) 提供先一覧

<b>提供先(別表)11</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第39項)(国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	給付情報: 高額医療合算介護サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日自、介護保険加入期間自、介護保険加入期間自、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計) 総合事業: 高額医療合算介護サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日自、介護保険加入期間自、介護保険加入期間自、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時
<b>提供先(別表)12</b>	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第42項)(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条第3号ハ
②提供先における用途	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務
③提供する情報	給付情報: 高額医療合算介護(予防)サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日自、介護保険加入期間自、介護保険加入期間自、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計) 総合事業: 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日自、介護保険加入期間自、介護保険加入期間自、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時

## (別表) 提供先一覧

提供先(別表)13	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第56項の2)(災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第9号
②提供先における用途	災害対策基本法第90条の3第1項の被災者台帳の作成に関する事務
③提供する情報	給付情報: 高額医療合算介護(予防)サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日至、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計) 総合事業: 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日至、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時
提供先(別表)14	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第58項)(地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	給付情報: 高額医療合算介護(予防)サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日至、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計) 総合事業: 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日至、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時

**(別表) 提供先一覧**

<b>提供先(別表)15</b>	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第61項)(老人福祉法による福祉の措置に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条第1号ハ、第2号ハ、第3号
②提供先における用途	老人福祉法第10条の4の福祉の措置の実施に関する事務
③提供する情報	給付情報: 高額医療合算介護(予防)サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日至、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計) 総合事業: 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日至、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時
<b>提供先(別表)16</b>	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第62項)(老人福祉法による費用の徴収に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第33条第5号
②提供先における用途	老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務
③提供する情報	給付情報: 高額医療合算介護(予防)サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日至、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計) 総合事業: 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日至、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時



## (別表) 提供先一覧

提供先(別表)17	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(第80項)(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務)</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条第3号ハ</li> </ul>
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律第85条第1項の高額介護合算療養費の介護合算算定基準額等の通知及び高額介護合算療養費の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	未定
提供先(別表)18	都道府県知事等
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(第87項)(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務)</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号レ</li> </ul>
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務
③提供する情報	<p>給付情報: 高額医療合算介護サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日自、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計)</p> <p>総合事業: 高額医療合算介護サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日自、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計)</p>
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会に応じて随時

## (別表) 提供先一覧

<b>提供先(別表)19</b>	都道府県知事等又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第90項)(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務)
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	未定
<b>提供先(別表)20</b>	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第93項)(介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第5号
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	未定

## (別表) 提供先一覧

<b>提供先(別表)21</b>	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第94項)(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条第1項第3号、4号、5号、6号、16号
②提供先における用途	・介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時
<b>提供先(別表)22</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第108項)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務)
②提供先における用途	給付情報: 高額医療合算介護サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日自、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計) 総合事業: 高額医療合算介護サービス費(給付年度、自己負担額計算対象日自、自己負担額計算対象日自、介護保険加入期間自、介護保険加入期間至、自己負担額合計、うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計)
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システム1に記録された被保険者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会に応じて随時